

日程第十九議案第二十二号 昭和四十八年度福生市一般会計補正予算(第七号)を議題といたします。

本案については総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から順次報告を願います。

(総務委員長 森田秀雄君 登壇)

○総務委員長(森田秀雄君) 審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照。

なお本予算審議の過程において、さきほど日程の冒頭で承認されました議案の一部の訂正があり、当委員会としては承諾されておりますことをまず報告申し上げます。

当委員会に付託されましたのは、歳入全般と歳出における議会費、総務費、選挙費、監査委員費、教育費であります。冒頭に各担当課長から説明がなされたのち質疑に入りました。

歳入において固定資産税の八百十九万八千円の減額理由、教

育国庫補助金について等の質疑があり、固定資産税の関係は法の定めによる新築家屋に対する減免規定があるが当初予算に減免を控除せず、計上していたための減額補正である。また建設資材の高騰から国における建築単価の引き上げから、現在建設中の七小、三中、一中講堂改築

に対する補助金が増額となった。歳出の教育関係で夏期休暇、水泳指導補助として、都から三十九万五千円が増額されているものの、歳出では減額されている。――については都における水泳指導を社会教育として行なうか、学校教育として行なうか、教師側との話し合いがつかず、今後審議会を設置して検討をすることとなっているが、当初一、二千万の二十日十校分を計上し、その後社会体育としての補助が都から入ってきたので、財源内訳の補正を行ない、四十八年度では中学校においては実施しなかったため減額補正で、さらに西多摩医師会との協議により、中小学校の内科医の校医管理報酬の増額とか、市民体育館の利用状況とか、昨年四月か



ら二月までの実績では延六万七千六百八十八万五千九百九十八四の使用料となっている。そのほか詳細にわたり質疑応答がかわされ続つて採決いたしましたところ、全員の一致により原案をいかり可決すべきものと決定した次第でございます。

よろしく当委員会の方決定のとおりご採決下さいますようお願いいたします。説明を終わらせていただきます。

○議長（石川信義君）次に建設委員長 大野行夫君 登壇。

（建設委員長 大野行夫君 登壇）

○建設委員長（大野行夫君）審査報告を申し上げます。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

な~~お~~補足説明を申し上げますと、本建設委員会の審議しました内容につきましては、条例に基づき予算の範囲の中でございまして、経済課関係と下水道課関係の二課でございます。下水道課につきましては、ご承知のとおり資材の高騰による、建設省が基準を定めました業者に対するスライドした特別措置であり、また経済課の商工費等につきましては



は、中小企業振興資金審査員ならびに農林業委員の報酬と商工会の補助金等の内容でございます。委員会としてしましては全員本案を可決した次第でございます。よろしくご審議ご可決いただきますようお願いいたします。補足説明といたします。

○議長（石川信義君）次に厚生委員長 中曽根実君。

（厚生委員長 中曽根実君 登壇）

○厚生委員長（中曽根実君）審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

引き続き本案に対する補足説明を申し上げます。

本案審議に際しましては、議事運営上各課単位で市民課、福祉事務所、環境保全課の順で審議いたしました。まず市民課関係については戸籍住民台帳費は、戸籍住民台帳実態調査を個人に委託する予定でしたが、年度途中で正規の職員が一人入ったことによる六十万円の減額補正があります。ついで福祉事務所関係については、社会福祉費の社会



福祉総務費は学童保育や、社会福祉協議会業務委託料、また福祉活動専門員の人件費アップによるもの、身体障害者福祉費は施設収容者扶助費の確定による十一万円の増、また福祉手当百二十八万円の減額は東京都にあわせるため組みかえをし、新年度へもっていったもの、精神薄弱者福祉費は支給額確定による減、及び施設収容の措置費、老人医療費は診療報酬の支払い事務委託料、福祉会館管理費は暖房用燃料代や煤煙測定やボイラーの性能検査委託料等で、七百五十一万八千円の追加補正である。児童福祉総務費は杉の子第二児童保育園に対する四十八年度分施設補助金二百四十万円ずつであり、児童措置置筆費は四十八年度は産休及び病欠の代替保育の必要がなかったため減額及び私立保育園に対する児童一人当たり千円の委託料等で六百八十七万五千円の追加補正である。生活保護費の扶助費は二月一日の医療費改訂や低所得者に対するインフレ手当等で六百十四万七千円の追加補正である。次に環境保全課関

係については保健衛生費の公害対策費は都がガス採取方法の変更により不甲となったための三十九万円の減額補正である。清掃費の清掃総務費は西多摩衛生組合負担金、塵芥処理費は不燃物埋め立て使用料、し尿処理費は湖南衛生組合への委託料が急遽市民体育館の浄化槽を使ったため減額となったことで一千八百十七万六千円の追加補正である。消防費の非常備消防費は消防団員の報酬アップ分、また災害対策費では消火器百六十本購入における差額の減額等で六十二万四千円である。以上のような説明の後質疑に入りました。

各委員より質疑、またそれに対する答弁は、老人ホーム収容者数については、特別養護老人ホームに二十名、養護老人ホームへ十一名、収容している。生活保護のインフレ手当で支給者については、世帯数百四十八世帯、二百八十五名である。変更されたガス採取方式については、ガスを袋に取ってから検査するものである。不燃物埋立地の砂利等については、土砂まじりの砂利である。消火器取り付け場所については昭和四十七年度は本町地区、四十八年度



は本町以外の地区、四十九年度は本町地区である、横田基地関係のデモコースにも設置されたい。——、については、消化器は震災対策として設置しているものであるが、この点も考えた、——等の質疑応答がなされた後、採決いたしましたところ全員異議なく原案どおり可決した次第でございます。

何とぞ慎重に審議の上、当委員会の決定というりご可決くださるようお願いいたします。

○議長 (石川信義君) 以上で各委員長の審査報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

〔異議なしと呼ぶ者あり。〕

○議長 (石川信義君) 以上で質疑は終わります。

討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議議規則の第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。

反対者十番 松山清君。

十番 松山清君 又豆壇

○十番 (松山清君) 議案第二十二号 昭和四十八年度福生市一般会

計補正予算第七号について反対討論をさせていただきます。

この補正予算は歳入歳出の最終補正的な性格を持っておりやむを得ないと思われしますが、しかしこの補正予算案は先ほどの

議案第三号、第五号、第六号との関連をもって編成されてお

り、このため約百八十七万円の多額の一般財源が市長をはじめ三役及び議員について支給されるものであります。これらの財源は真

に住民要求実現のために支出すべきものであります。特権的な

条例改正によるこれらの支出を私としては認めることができませんので、反対をいたす次第であります。

簡単ではあります。反対討論とさせていただきます。

○議長 (石川信義君) 次に賛成者一番 貫井喜代次君。

(一番 貫井喜代次君 又豆壇)

○一番 (貫井喜代次君) 賛成討論というより簡単に申し上げます。先ほ

どの三号、五号、六号、議案の時にすでに総務委員長の時から

賛成討論の中で市財政はいめ報酬等審議会の審議の過程等
について、つづさに、賛成討論をしておりますので、ただいまの反対
の中にはほとんどこの三号、五号、六号議案の件でございますので、
今さら私からこまかいことを申し上げるまでもなく、先ほどの総務
委員長の賛成討論をもってかえさせていただきます。

(拍手)

○議長 (石川信義君) 以上で討論を終わります。

これより議案第二十二号について起立により採決いたします。
本案について委員会審査直報告とおり決することに賛成の諸
君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 (石川信義君) 起立十九名多数であります。

よって議案第二十二号昭和四十八年度福生市一般会計補正予
算(第七号)は委員会審査報告のとおり可決をいたしました。

○議長 (石川信義君) 次に日程第二十 議案第二十三号 昭和四十八年

度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)を議題
といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、
委員長から報告を願います。

(厚生委員長中曽根実君登壇)

○厚生委員長(中曽根実君) 審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

本案に対する補足説明を申し上げます。

審議に当たりまして担当課長の説明を求めました。それ
によると歳入については国庫支給金二百七十七万二千円の補正
は、人件費増に伴う事務費負担金や、医療給付費等の
国庫補助金及び、低所得者に対する保険料減額分の国庫
補助金の減等である。都支給金百六十二万六千円の補正は国
庫負担金で百四十三万円補正されたため都補助金と同額を
減額するものと、また昨年六月の都の老人医療無料化実施に
よる六十五歳以上の対象者三百名増に対する補助金等であ

る、繰り入れ金六百万円の補正は本年二月から医療費の改定が行われたことと、人口増による資金的な不足に対し、一般入会計より繰り入れするものである。

歳出については保険給付費千二十八万三千円の補正は本年二月医療費改定があり平均十七・二%の増をみた結果による増、及び人口増によるものである。予備費は十一万五千円である。との説明があり、質疑において本年二月の医療費改定がなければ一般会計からの繰り入れは必要なかったか、一、上つて三百万円程度で済んだと思う、診療報酬の請求について審査をきびしくすることについては、現在都の国保連合会及び都の民生局において慎重に審査している。――等の質疑応答があり、採決の結果全員一致原案とおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしくご審議の上、当委員会の決定とおりご可決下さいますようお願いいたします。――補足説明といたします。

○議長

(石川信義君) 以上で委員長の審査報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長

(石川信義君) 以上で質疑を終わります。

○二番

(小林菊三君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十三号については討論を省略し、委員会審査報告とおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり。)

○議長

(石川信義君) おはかりをいたします。

ただいま小林菊三君から所定の賛成者を得て討論を省略し、委員会審査報告とおり可決されたいとの動議が提出されました。本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長

(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案第二十三号

昭和四十八年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)は委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長（石川信義君）次に日程第二十一議案第二十四号昭和四十八年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

（建設委員長大野行夫君登壇）

○建設委員長（大野行夫君）審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

本議案に対します提案理由の説明でこまかく述べられておりますので、内容につきましては多摩河原の区画整理の最終年度の精算的の数字の内容と、また加美平の現況の説明の中でございましたような細部につきましては問題は、本予算とは関係が別になっておりますので、現在の区画整理事業の流れに合わせた内容であるという考え方で、本議案に対しましては委員全員の一致した考えで、これを可決した次第でございます。

よろしくご審議ご可決されますようお願いしますして説明といたします。

ます。

○議長（石川信義君）以上で委員長が審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（石川信義君）以上で質疑が終わります。

○二番（小林菊三君）この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております、議案第二十四号については、討論を省略し、委員会審査報告により可決されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり。）

○議長（石川信義君）ただいま小林菊三君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告により可決されたいとの動議が提出されました。本動議のとおり決するに「異議」ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（石川信義君）「異議なし」と認めます。よって議案第二十四号昭和四十八年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計補正予算第二号は委員会審査報告により可決



をいたしました。

○議長（石川信義君）次に日程第二十二議案二十五号 昭和四十八年度福

生市公共用地会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本件については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長大野行夫君登壇）

○建設委員長大野行夫君（審査報告をいたします。）

（議案審査報告書朗読）別添矢多照、

なお本補正予算でございますが、先ほどの公共用地の条例と全く同じ内容の土地開発基金から生ずる基金の収益を本会計に入れるという歳入するというような内容でございます。

よろしく委員会の決定とおり可決されますようお願いいたします。補足説明といたします。

○議長（石川信義君）以上で委員長審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（異議なしと呼ぶ者あり。）

○議長（石川信義君）以上で質疑を終わります。

○二番（小林菊三君）この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十五号については討論を省略し、委員会審査報告とおり可決されることを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり。）

○議長（石川信義君）おはかりいたします。ただいま小林菊三君から所

定の賛成者を得て、本件は討論を省略し、委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議を提出されました。本動議のとおり決すよに異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり。）

○議長（石川信義君）異議なしと認めます。よって議案第二十五号

昭和四十八年度福生市公共用地会計補正予算（第一号）は委員会審査報告とおり可決をいたしました。

○議長（石川信義君）次に日程第二十三第二十七号 昭和四十九年度福

生市一般会計予算を議題といたします。

本案については総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から順次報告を願います。

まず総務委員長森田秀雄君。

(総務委員長森田秀雄君登壇)

○総務委員長(森田秀雄君) 審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照。

なお続きまして、当委員会における審議の概要につきまして、簡章にご報告させていただきます。

なおご報告申し上げる前に本案審議の過程におきまして、先ほど承認されました予算中、計数について一部訂正があり、当委員会といたしましてもこれを承認し、審議を行なっておりますことを目頭に報告申し上げさせていただきます。

本当初予算における総務委員会所管分について歳入の四十三億二千余円、前年度費三二、六%増、また歳出における各所管の内容につきましては、その説明を省略させていただきます。主に

当委員会への質疑応答を申し上げまして報告にかえさせていただきます。たいと存じます。

歳入において市民税における所得割と多摩河原地区に建設された福生団地に対する課税について、また延滞金の状況はどうか、あるいは特別地方交付税の見通しと国庫補助事業の補助率は、どの程度になっているか、——等熱心なる質疑があり、それに対して理事者側より、市民税の所得割については、四十八年度所得から国々税制改革による控除額を差し引き、四十九年度課税標準額に平均税率を乗じた額と、分離課税分を合算した額に対し、前年度の同様の徴収率九七、二%を乗じた額を計上し、また多摩河原地区の公団住宅の課税につきましては、入居が三月末であり課税は一月一日現在で行ないますので、課税は五十年から適用となる。延滞金は四十七年度実績として百六十二万二千余円、本年二月現在においては、百六十四万二千円となっている、特別交付税は普通分の六%ということになっているが、はっきりした算定基準に基礎は各市町村でも不明となっており、毎年増額はされている。

のの前年度は七小、三中等の学校建設があったために、例年より
多少多く入ってきた。基地関係補助事業の市町村負担入
二分の一が法改正によって、どの程度特別交付税で見えていたか
現段階では未定であるので、本予算においては計上していない、国
庫補助率については基地排水は全額補助事業となっているが、道
路関係においては新設の場合には十分の一、改修が三分の二とい
うことになっており、金額の場合は負担金一部のものについては、補
助金としているが、これら補助事業に対する事務費も八割前後
見込んでいる。

また歳出関係においては、市営住宅用地の測量委託と将来の
高層、庁舎建設積み立て金が計上されていない理由、あるいは基
本構想の考え方と審議会委員基地関係法の改正による見通しは
どうか、さらに学校における消耗品や、中学校の給食の考え方につ
いて等活発な質疑がありましたが、これら質疑に対し、市営住
宅敷地面積等において不明の点もあり、今後の高層化も考え入
り、わき正確な面積を把握するために計上したものであるが、今後ある一定

の住宅団地に高層化する考え方に立って他の団地に空室ができた
場合には移転していただくこととし、その場合ある程度の補償とい
うことも考えているが、今後の下水道計画とも勘案し、早くて四年
後程度から着手したいと考えてあり、いずれ試案を提出したい、庁
舎建設資金については、昭和四十七年度におきまして、資金条例
を設置し財源に多少余裕もあるということから、二千三百万円の
積み立てを行なったが、水道一元化問題も急転し、庁舎建設に
ついて根本的に考える必要があるのではないかということも含
め、財源的にもきびしい現状から、本年度は積み立てを行なわな
かった、また基本構想については昭和五十年三月までに策定する
考えで進めているが、現在の予定としては七月頃にその原案をまと
め、市のあらゆる面にわたって検討を加え、その基礎資料ができて
いった段階で、その審議会を組織し、各分野にわたって、二審
議をいただくということから、基本構想審議会委員を十五名以内、
一人五千円、六回分を予算計上したが、いずれ審議会の議決を得る
ことにしたい。基地関係の法改正については、四十九年度は法改正だ